

みんなで取り組む健康長寿条例をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第54号

みんなで取り組む健康長寿条例

一人一人が心身ともに健康で、いきいきとした社会生活を送ることは、私たち県民の願いです。

健康とは「病気や障害の有無にかかわらず、個人が持てる能力を十分に発揮して、自己の価値に基づく豊かで充実した人生を実現するための最適な状態」のことであり、健康づくりとは、それぞれのライフステージに応じた「身体の健康」と「こころの健康」の維持向上を図る取組です。

私たちの暮らす静岡県は、昭和62年に「日本一健康県づくり宣言」をしました。

県民の意識啓発と努力精進の成果として、平成22年のデータを基に平成24年に厚生労働省が初めて算出した都道府県別健康寿命において、静岡県の女性は75.32歳で全国1位、男性は71.68歳で全国2位、男女総合では日本一の健康長寿の県となりました。

これを一過性のものとせず、将来にわたって、一人一人が健康について関心を持ち、行動していくことが大切です。

私たち県民は、静岡県の自然、歴史、文化、豊かな食材など、多彩な地域資源や人材を活かしながら、健康長寿の要素である「運動」「食生活」「社会参加」に心掛け、社会奉仕や地域貢献などの活動に積極的に参加しながら、一人一人が主体的に行う健康づくりをみんなで支え合うことにより、いきいきとした社会生活を送ることを宣言し、ここに「みんなで取り組む健康長寿条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、みんなで取り組む健康長寿に関する基本事項を定め、県民一人一人の主体的な取組による「健康長寿日本一」の継続発展を目的とします。

(基本理念)

第2条 静岡県における健康長寿に向けた取組は、県民一人一人の主体性を尊重し、地域社会の支え合いを大切にします。

第2章 責務及び役割

(県の責務)

第3条 県は、県民の健康づくりを支援する体制を整備し、必要な施策を総合的かつ計画的に策定して実施します。

2 県は、健康長寿に向けた施策の策定に当たり、本県の自然、歴史、文化、豊富な食材などの多彩な地域資源や人材を活かしながら、県民の「運動」「食生活」「社会参加」に結び付けていきます。

3 県は、健康長寿に向けた施策に関する人材の育成及び発掘並びにネットワークづくりを進めます。

4 県は、前3項に規定する施策を実施するに当たっては、市町、事業者、関係者、関係団体等と連携して取り組めます。

(市町との連携等)

第4条 県は、市町が行う健康づくりの啓発、普及、その他市民又は町民の健康づくりの推進に関する施策に対し、市町と連携して推進するよう努めます。

2 県は、前項に規定する施策が効果的に推進されるよう必要な支援を行います。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その使用する者が、健康づくりをしやすい職場環境の整備に努めるとともに、県及び市町が実施する健康長寿に向けた施策の推進に協力します。

(関係者及び関係団体等の役割)

第6条 健康づくりに関わる関係者及び関係団体等は、県及び市町が実施する健康長寿に向けた施策の推進に積極的に協力します。

2 関係者及び関係団体等は、健康長寿に向けた取組の推進に当たっては、県民に対して、的確な情報を発信し、健康増進に資するサービスの提供や向上に努めます。

(県民の役割)

第7条 県民は、健康への関心を持ち、自らの心身の状態等に応じた健康づくりに積極的に努めます。

2 県民は、社会奉仕や地域貢献などの活動に積極的に参加します。

3 県民は、日々の生活の中で、健やかな運動を実践します。

4 県民は、食材の地産地消を心掛け、食生活を楽します。

5 県民は、地域行事等の社会参加に努め、地域の絆を大切にします。

6 県民は、健康診断等を定期的に受診し、自らの心身の状態の把握に努めます。

第3章 推進措置

(県の支援)

第8条 県は、健康づくりに関する情報の提供、助言及び相談の機会の提供を行うとともに、健康長寿に向けた施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(表彰等)

第9条 知事は、健康長寿に向けた取組の推進に関し積極的な活動を行っていると思われる者や団体を公表し、又は表彰します。

(年次報告)

第10条 知事は、毎年、実施した施策及び実施しようとする施策を明らかにした報告書を作成し、これを公表します。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。